

津 市 公 報		第 1 4 4 号 平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日
目 次		
津市規則		
平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則		
平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則		
津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市告示		
市道路線の区域変更		
市道路線の供用開始		
放置自転車等の撤去及び保管		
国民健康保険被保険者証の無効		
平成24年産の麦に適用する単位当たり共済金額等		
公示送達		
公示送達		
津市下水道排水設備指定工事店の指定		
津市公告		
一身上津部田地区地区計画の案となるべき事項の縦覧		
犬の抑留		
犬の抑留		
犬の抑留		
平成23年11月分津市農用地利用集積計画の決定		
犬の抑留		
津市農業振興地域整備計画の変更		
津市水道局告示		
津市水道局指定給水装置工事業者の指定		
津市水道局公告		
津市水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザルの実施		
建設工事等の事後審査型条件付き一般競争入札の執行		
津市教育委員会公告		
平成23年度津市任期付短時間勤務職員の採用試験実施		
津市選挙管理委員会公告		
選挙権を有する総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数		
選挙人名簿からの抹消者		
津市監査委員告示		
監査結果に係る措置通知の公表		
監査結果の公表		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

平成 23 年 12 月に支給する期末手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 43 号

平成 23 年 12 月に支給する期末手当の特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 23 年津市条例第 23 号。以下「平成 23 年改正給与条例」という。）附則第 2 条の規定による平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（減額改定対象職員となった者の平成 23 年改正給与条例附則第 2 条第 1 号の給料等の月額算定の基準となる日の特例）

第 2 条 平成 23 年改正給与条例附則第 2 条第 1 号の規則で定める日は、平成 23 年 4 月 2 日（同日から同年 12 月 1 日（同月に支給する期末手当について津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号。以下「給与条例」という。）第 32 条第 1 項後段又は第 41 条第 6 項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間において新たに職員となった日がある場合は当該日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（同号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の平成 23 年改正給与条例附則第 2 条第 1 号の月数の算定）

第 3 条 平成 23 年改正給与条例附則第 2 条第 1 号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間

(2) 休職期間（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 28 条第 2 項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、派遣期間（津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 18 年津市条例第 37 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）

く。)をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)又は育児短時間勤務等期間(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)

(3) 停職期間(地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 育児休業法第19条第2項又は津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年津市条例第34号)第16条第3項の規定により給与を減額された期間

(5) 給与条例第38条の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 平成23年改正給与条例附則第2条第1号の規則で定める月数は、平成23年4月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)

であって、その月について支給された給料の額が平成23年改正給与条例附則第2条第1号に規定する合計額に100分の0.37を乗じて得た額(第5条において「附則第2条第1号基礎額」という。)に満たないもの(減額改定対象職員の範囲)

第4条 平成23年改正給与条例附則第2条第1号に規定する「職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの」とは、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同号の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げる者のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受けず、かつ、津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年津市条例第298号)附則第7条の規定の適用を受けない職員とする。

(端数計算)

第5条 附則第2条第1号基礎額又は平成23年改正給与条例附則第2条第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当

の特例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成２２年１２月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成２３年１２月１日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第４４号

平成２２年１２月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則

平成２２年１２月に支給する期末手当の特例に関する規則（平成２２年津市規則第４７号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 45 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 20 年津市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条」を「第 25 条」に改める。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に定める期間のほかに、津市民プールにあっては、毎月の第 2 火曜日を休業日とする。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第 18 条 条例第 18 条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、運動施設指定管理者指定申請書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第 18 条第 4 号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第 19 条 条例第 15 条の規定により指定管理者に運動施設の管理を行わせる場合においては、第 16 条及び第 17 条の規定は適用せず、第 2 条第 3 項、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 3 項、第 5 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 条から第 11 条まで、第 12 条第 2 項並びに第 15 条並びに第 1 号様式から第 8 号様式までの規定の適用については、第 2 条第 3 項及び第 3 条中「市長が運動施設の管理上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が

必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第４条第１項及び第３項、第５条第１項から第３項まで、第６条から第９条まで、第１０条第２項、第１１条、第１２条第２項並びに第１５条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第９条（見出しを含む。）及び第１０条（見出しを含む。）並びに第１号様式、第７号様式及び第８号様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第９条及び第７号様式中「運動施設使用料減免申請書」とあるのは「運動施設利用料金減免申請書」と、第１０条第２項及び第８号様式中「運動施設使用料還付申請書」とあるのは「運動施設利用料金還付申請書」と、第１号様式、第２号様式及び第６号様式から第８号様式までの規定中「（あて先）津市長」とあるのは「（あて先）津市（名称）指定管理者」と、第１号様式中「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「設備器具使用料」とあるのは「設備器具利用料金」と、第３号様式中「津市長（氏名）印」とあるのは「津市（名称）指定管理者印」と、第４号様式及び第５号様式中「津市」とあるのは「津市（名称）指定管理者」と、第７号様式中「差引使用料」とあるのは「差引利用料金」とする。

別表体育館の項中

午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	を	に
午前 9 時から午後 9 時まで		
午前 9 時から午後 9 時 30 分まで		
午前 9 時から午後 10 時まで		
午前 9 時から午後 9 時 30 分まで		
午前 8 時から午後 9 時 30 分まで		
午前 9 時から午後 10 時まで		
午前 8 時 30 分から午後 10 時まで		

改め、同表プールの項中「、及び」を「並びに健康トレーニング室及び体育室を使用するときは午後 8 時、」に改め、「、それぞれ午後 8 時及び」を削り、同表野球場等の項中

「 午前 9 時（ 6 月 1 日から 8 月 3 1 日までの期間にあっては、午前 7 時）から午後 9 時まで

を

1 午前 9 時（ 6 月 1 日から 8 月 3 1 日までの期間にあっては、午前 7 時）から午後 9 時まで

2 午後 5 時 3 0 分から午後 9 時までの使用ができる期間は、 4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの期間において、市長が定める期間とする。

に

改める。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

パターゴルフ場等会員登録申込書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申込者 氏 名

電 話

次のとおり（ 名 称 ）の会員使用の登録を受けたいので申し込みます。

登 録 日	年 月 日		
会 員 の 種 類	1 一般会員 2 特別会員		
フリガナ		性別コード	
氏 名		男 1 女 2	
住 所			
生 年 月 日	年 月 日	自 宅 電 話	
勤 務 先		勤務先 電 話	
学 校 名		保護者 氏 名	

第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第9号様式（第18条関係）

運動施設指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

所在地

申請者 名 称

代表者氏名



電 話

津市（名 称）に係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 津市（名 称）の管理に係る事業計画書
- (2) 津市（名 称）の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 市長は、この規則の施行の日前においても、運動施設に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

津市告示第 2 4 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 4 2 0 1 八町押加部町第 1 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市八町三丁目 328 番地先から 津市八町三丁目 328 番 2 地先まで	旧	15.0～20.0	22.4
津市八町三丁目 328 番地先から 津市八町三丁目 328 番 2 地先まで	新	20.0	22.4

2 路線名 4 2 0 1 八町押加部町第 1 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市八町三丁目 187 番 113 地先から 津市八町三丁目 187 番 112 地先まで	旧	5.5～20.0	22.2
津市八町三丁目 187 番 113 地先から 津市八町三丁目 187 番 112 地先まで	新	20.0～23.5	22.2

津市告示第 2 4 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
4 2 0 1	八町押加部町第 1 号線	津市八町三丁目 3 2 8 番地先から	平成 2 3 年 1 2 月 6 日
		津市八町三丁目 3 2 8 番 2 地先まで	
4 2 0 1	八町押加部町第 1 号線	津市八町三丁目 1 8 7 番 1 1 3 地先から	平成 2 3 年 1 2 月 6 日
		津市八町三丁目 1 8 7 番 1 1 2 地先まで	

津市告示第 2 4 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 3 年 1 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
本町地内	1	平成 2 3 年 1 1 月 4 日
河芸町中瀬地内	1	平成 2 3 年 1 1 月 1 0 日
江戸橋駅東公共自転車等駐車場	6 0	平成 2 3 年 1 1 月 1 6 日
江戸橋駅自転車等仮設駐車場	7 1	平成 2 3 年 1 1 月 1 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日
江戸橋駅東公共自転車等駐車場	3 7	平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日
南が丘地内	1	平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日
久居新町地内	1 1	平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日
久居井戸山町地内	2	平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日
久居野村町地内	2	平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日
下弁財町津興地内	1	平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日
芸濃町棕本地内	1	平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日
南が丘地内	1	平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日

久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年11月30日
-----------------	---	-------------

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 2 4 4 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 3 年 1 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 1 4 1 6 6 6	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日
0 2 3 2 5 3 8	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日

津市告示第 2 4 5 号

平成 2 4 年産の麦に適用する単位当たり共済金額等を、津市農業共済条例(平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号) 第 3 7 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 3 年 1 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

農作物共済（麦）共済掛金率等一覧表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種類別		法第 107 条第 4 項の規定による危険段階別		単位当たり共済金額（円／kg）	共済掛金率	共済加入者負担共済掛金率
麦 1 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 30	1	危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10 % 以上の農作物共済加入者	交付農業者 ●パン・中華麺 191 円 ●パン・中華麺以外 144 円 交付農業者以外 46 円 種子用麦 173 円	9.843	4.636053
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0 % 以上 10.0 未満の農作物共済加入者		8.914	4.198494
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0 % 以上 8.0 未満の農作物共済加入者		7.667	3.611157
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001 % 以上 3.0		6.163	2.902773

				未満の農作物共済加入者			
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		5.469	2.575899
				平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		7.291	3.434061
		100 分の 40	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者	同上	7.217	3.449726
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者		6.536	3.124208
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者		5.622	2.687316
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者		4.519	2.160082
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が		4.010	1.916780

				0.001%未満の農作物共済加入者			
				平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		5.346	2.555388
		100分の50	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者	同上	4.890	2.400990
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者		4.428	2.174148
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者		3.809	1.870219
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者		3.062	1.503442
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		2.717	1.334047
				平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		3.622	1.778402
	法第 106	100	1	要領により算出	同上	10.829	5.078801

	条第1項 第2号に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済	分の 20		した平成10年産 から平成20年産 までの麦の被害 率の平均が10% 以上の農作物共 済加入者			
			2	要領により算出 した平成10年産 から平成20年産 までの麦の被害 率の平均が8.0% 以上10.0未満の 農作物共済加入 者		9.807	4.599483
			3	要領により算出 した平成10年産 から平成20年産 までの麦の被害 率の平均が3.0% 以上8.0未満の農 作物共済加入者		8.435	3.956015
			4	要領により算出 した平成10年産 から平成20年産 までの麦の被害 率の平均が 0.001%以上3.0 未満の農作物共 済加入者		6.780	3.179820
			5	要領により算出 した平成10年産 から平成20年産 までの麦の被害 率の平均が 0.001%未満の農 作物共済加入者		6.017	2.821973
				平成21年産の麦 以後新たに共済 関係の存するこ ととなる者		8.021	3.761849
		100 分の 30	1	要領により算出 した平成10年産 から平成20年産 までの麦の被害 率の平均が10% 以上の農作物共 済加入者	同上	6.927	3.318033
			2	要領により算出		6.273	3.004767

				した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者			
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者		5.396	2.584684
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者		4.337	2.077423
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		3.849	1.843671
				平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		5.131	2.457749
		100 分の 40	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者	同上	4.181	2.082138
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者		3.786	1.885428

			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0% 以上 8.0 未満の農作物共済加入者		3.257	1.621986
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001% 以上 3.0 未満の農作物共済加入者		2.618	1.303764
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001% 未満の農作物共済加入者		2.323	1.156854
				平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		3.097	1.542306
	法第 106 条第 1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 10	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10% 以上の農作物共済加入者	同上	14.899	6.913136
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0% 以上 10.0 未満の農作物共済加入者		13.493	6.260752
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0% 以上 8.0 未満の農作物共済加入者		11.605	5.384720

			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者		9.329	4.328656
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		8.278	3.840992
				平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		11.036	5.120704
		100 分の 20	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者	同上	10.297	4.839590
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者		9.325	4.382750
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者		8.020	3.769400
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共		6.447	3.030090

				済加入者			
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		5.721	2.688870
				平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		7.627	3.584690
		100 分の 30	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者	同上	6.535	3.143335
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者		5.919	2.847039
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者		5.091	2.448771
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者		4.092	1.968252
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農		3.631	1.746511

				作物共済加入者			
				平成 21 年産の麦 以後新たに共済 関係の存するこ ととなる者		4.841	2.328521
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項 に規定す る金額を 共済金額 とする農 作物共済	100 分の 90	1	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 10% 以上の農作物共 済加入者	—	13.975	6.484400
			2	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 8.0% 以上 10.0 未満の 農作物共済加入 者		12.656	5.872384
			3	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 3.0% 以上 8.0 未満の農 作物共済加入者		10.886	5.051104
			4	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 0.001% 以上 3.0 未満の農作物共 済加入者		8.750	4.060000
			5	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 0.001% 未満の農 作物共済加入者		7.765	3.602960
				平成 21 年産の麦 以後新たに共済 関係の存するこ ととなる者		10.352	4.803328
		100 分の	1	要領により算出 した平成 10 年産	—	9.504	4.476384

		80		から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者			
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者		8.607	4.053897
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者		7.403	3.486813
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者		5.951	2.802921
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		5.281	2.487351
				平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		7.040	3.315840
		100 分の 70	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者	—	6.973	3.340067
			2	要領により算出した平成 10 年産		6.315	3.024885

				から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 8.0% 以上 10.0 未満の 農作物共済加入 者			
			3	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 3.0% 以上 8.0 未満の農 作物共済加入者		5.431	2.601449
			4	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共 済加入者		4.366	2.091314
			5	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 0.001%未満の農 作物共済加入者		3.874	1.855646
				平成 21 年産の麦 以後新たに共済 関係の存するこ ととなる者		5.165	2.474035
麦 2 類	法第 106 条第 1 項 第 1 号に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済	100 分の 30			交付農業者 129 円	7.291	3.434061
		100 分の 40			交付農業者以外 31 円	5.346	2.555388
		100 分の 50			ビール用麦 129 円 種子用麦 164 円	3.622	1.778402
	法第 106 条第 1 項 第 2 号に 規定する 金額を共	100 分の 20			同上	8.021	3.761849
		100 分の 30				5.131	2.457749

	済金額とする農作物共済	100分の40				3.097	1.542306
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10			同上	11.036	5.120704
		100分の20				7.627	3.584690
		100分の30				4.841	2.328521
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90			—	10.352	4.803328
		100分の80				7.040	3.315840
		100分の70				5.165	2.474035
麦3類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30			交付農業者 148円 交付農業者以外 35円 種子用麦 147円	7.291	3.434061
		100分の40				5.346	2.555388
		100分の50				3.622	1.778402
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20			同上	8.021	3.761849
		100分の30				5.131	2.457749
		100分の40				3.097	1.542306
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10			同上	11.036	5.120704
		100分の20				7.627	3.584690
		100分の30				4.841	2.328521

	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90			—	10.352	4.803328
		100 分の 80				7.040	3.315840
		100 分の 70				5.165	2.474035
麦 4 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 30			交付農業者 164 円 交付農業者以外 45 円 種子用麦 178 円	7.291	3.434061
		100 分の 40				5.346	2.555388
		100 分の 50				3.622	1.778402
	法第 106 条第 1 項第 2 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 20			同上	8.021	3.761849
		100 分の 30				5.131	2.457749
		100 分の 40				3.097	1.542306
	法第 106 条第 1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 10			同上	11.036	5.120704
		100 分の 20				7.627	3.584690
		100 分の 30				4.841	2.328521
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90			—	10.352	4.803328
		100 分の 80				7.040	3.315840
		100 分の 70				5.165	2.474035
麦 5 類	法第 106 条第 1 項	100 分の 30			—	7.291	3.434061

	第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の40				5.346	2.555388
		100分の50				3.622	1.778402
	法第 106 条第 1 項第 2 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20			—	8.021	3.761849
		100分の30				5.131	2.457749
		100分の40				3.097	1.542306
	法第 106 条第 1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10			—	11.036	5.120704
		100分の20				7.627	3.584690
		100分の30				4.841	2.328521
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90			—	10.352	4.803328
		100分の80				7.040	3.315840
		100分の70				5.165	2.474035

注 1 交付農業者とは、農業者戸別所得補償制度実施要綱（農林水産省事務次官依命通知平成 22 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号制定）第 7 の 3 の畑作物の所得補償交付金の交付申請をするものをいう。

注 2 秋まき麦において、麦 1 類～ 4 類に属しない共済目的の種類は麦 5 類とする。

津市告示第246号

下記の者の平成23年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年12月9日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、受取拒否のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成23年12月12日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	配当計算書（謄本）及び 充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 4 8 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
伊藤設備	多気郡明和町大字 池村 2 2 9 6 番地	平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日から 平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

津市公告第 1 6 2 号

地区計画等の案を作成するため、津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 5 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を平成 2 3 年 1 2 月 1 日から 1 2 月 1 5 日まで縦覧に供します。

なお、同条例第 3 条の規定により、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 号第 2 項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、津市に意見書を提出することができます。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地区計画等の原案の種類、名称、位置及び区域

- (1) 種類 地区計画
- (2) 名称 一身田上津部田地区地区計画
- (3) 位置 津市一身田上津部田及び上浜町六丁目地内
- (4) 区域 次のとおりとする。

「次のとおり」は省略し、その区域図を津市都市計画部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

2 地区計画等の原案の縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市公告第 1 6 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

2 抑留期間 平成 2 3 年 1 2 月 2 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 安濃町草生	雑種	茶白	オス	中	9 1 日 以上	首輪あり
2	津市 美杉町竹原	雑種	黒茶白	オス	大	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 6 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 3 年 1 2 月 2 日

2 抑留期間 平成 2 3 年 1 2 月 9 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 安濃町栗加	雑種	茶黒白	オス	小	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 6 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 3 年 1 2 月 5 日

2 抑留期間 平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町上野	雑種	茶	メス	中	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 6 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 6 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 3 年 1 2 月 6 日

2 抑留期間 平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 久居新町	フレンチブ ルドッグ	白黒	オス	小	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 6 8 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道局告示第 20 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 23 年 12 月 7 日

津市水道事業管理者 渡辺 三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
伊 藤 設 備	多気郡明和町大字池村 2296 番地	平成 23 年 11 月 28 日

津市水道局公告第 1 7 号

次のとおり津市水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

1 業務の概要

(1) 業務名

津市水道事業営業関連業務委託

(2) 業務遂行区域

本業務の業務遂行区域は、津市給水区域全域とする。

(3) 予算額

9 8 0 , 0 0 0 千円

(消費税及び地方消費税額を含む。)

(4) 担当部署

津市水道局水道総務課

〒 5 1 4 - 0 0 7 3 三重県津市殿村 5 番地

電話 : 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 1

ファックス : 0 5 9 - 2 3 7 - 1 2 1 0

メールアドレス : 237-5811@city.tsu.lg.jp

2 委託業務の範囲

(1) 受付（窓口）に関する業務

(2) 開栓、閉栓に関する業務

(3) 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料等収納に関する業務

(4) 検針に関する業務

(5) 滞納整理に関する業務

(6) 給水停止に関する業務

(7) 電子計算機の端末処理に関する業務

(8) 給水申込に関する業務

(9) 窓口現金収納に関する業務

(10) 津市簡易水道事業特別会計における市管理簡易水道事業において実施す

る上記の業務

(11) その他(1)から(10)に付帯する業務

3 委託期間

契約締結日から平成24年3月31日までを本業務の準備期間とし、業務履行期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

4 実施要領等の配付

実施要領等は、津市ホームページ (<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>) からダウンロードすること。

5 プロポーザル実施スケジュール (予定)

実施の公告（実施要領の公表）	平成23年12月 2日（金）
質問書の提出期限	平成23年12月13日（火）
質問書の回答	平成23年12月16日（金）
参加申込書等の提出期限	平成23年12月21日（水）
参加資格審査結果通知	平成23年12月26日（月）
企画提案書等の提出期限	平成24年 1月18日（水）
第1次審査	平成24年 1月20日（金）
第1次審査選定結果通知	平成24年 1月23日（月）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの審査、最優先候補者の選定）	平成24年 1月27日（金）
最優先候補者決定及び企画提案書採用通知	平成24年 1月30日（月）

6 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、公告日を基準日として、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する平成22年～25年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託関係）において「事務事業委託の公共サービス業務」及び「上下水道料金徴収」を希望する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該

当していないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 国及び地方公共団体に対する債務の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (8) 本業務委託内容と同種または類似の業務について、過去3年間以上の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (9) 常時雇用関係があり、かつ本業務委託内容と同種または類似の業務について、それらすべての実務経験を3年以上有する業務責任者を配置できる者であること。
- (10) 常時雇用関係がある給水装置工事主任技術者の資格を有する者が1名以上いること。
- (11) 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (12) 単一企業であること。

7 審査方法

プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加事業者（以下「参加事業者」という。）から「企画提案書類」の提出を求めたのち、「津市水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル方式による業者選定基準」に基づいた2段階審査方式で実施する。

審査については、津市水道事業営業関連業務委託プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお、審査委員会は、学識経験のある者等及び本市の職員のうちから6名以内で構成するものとす

る。

(1) 第1次審査

企画提案書及び提案見積書等について、書類審査を行い、第2次審査対象者（4者程度）を選定する。

(2) 第2次審査

第1次審査で選定された参加事業者（第2次審査対象者）に対し、提出された「企画提案書」等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最高得点者を最優先候補者として選定する。

なお、第1次審査における評価点は、加点することとする。

8 契約手続き等

審査の結果により最優先候補者として決定された者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方として、契約の交渉を行う。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行う。

9 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。

【問い合わせ先】

津市水道局水道総務課経営管理担当

電話 : 059-237-5811

ファックス : 059-237-1210

メールアドレス : 237-5811@city.tsu.lg.jp

津市水道局公告第 18 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 23 年 12 月 12 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成23年12月12日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成23年度 工務第46号 白山町垣内地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 白山町垣内		地内	
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ100mm L=9.4m 仕切弁設置工 φ50mm N=1箇所 配水管布設工 D I P φ75mm L=180.5m 消火栓設置工 単口地下式 N=2箇所 配水管布設工 P P φ50mm L=22.8m 不断水仕切弁設置工 φ75mm N=1箇所 仕切弁設置工 φ100mm N=1箇所 仕切弁設置工 φ75mm N=3箇所			
工 期	契約締結の日から 平成24年3月16日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】久居・一志	【地区】白山	【格付】B・A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】久居・一志	【地区】久居・一志	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者との兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事業業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成24年1月10日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成24年1月10日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059(293)6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成23年12月21日 午後5時まで		
	回 答 日	平成23年12月28日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成24年1月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成24年1月12日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	9,704,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成23年12月12日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成23年度 工務第47号 工業用水道安濃川水管橋更生工事			
工事場所	津市 安濃町安濃及び安濃町川西		地内	
工事概要	配水管布設工 D I P φ 200mm L = 6.4m 配水管布設工 SGP φ 200mm L = 3.0m 仮配管布設工 D I P φ 200mm L = 2.0m 仮配管布設工 SUS φ 300mm L = 31.0m 仮配管布設工 SUS φ 150mm L = 203.1m		仮設仕切弁設置工 φ 150mm N = 1箇所 仮設仕切弁設置工 φ 50mm N = 2箇所 不断水仕切弁設置工 φ 200mm N = 1箇所 舗装本復旧工 A = 145m ² 管更生工 φ 200mm L = 195.1m	
工 期	契約締結の日から 平成24年3月16日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸｸ】安芸	【地区】安濃	【格付】B・A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者との兼務可)	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成24年1月10日 まで		
設計図書の購入	閲覧場所	水道総務課		
	購入期間	本公告の日から 平成24年1月10日 まで		
設計図書等に関する質問	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059(293)6100		
	提出期限	平成23年12月21日 午後5時まで		
	回 答 日	平成23年12月28日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成24年1月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時及び場所	平成24年1月12日 午前10時15分 津市水道局2階 入札室			
予定価格	20,258,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（N S 形口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（N S 形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成23年12月12日		工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成23年度 浄水第39号 三雲水源地下水管橋塗装工事				
工 事 場 所	松阪市舞出町		地内		
工 事 概 要	塗装面積 567m2 素地調整 3種ケレン 567m2 塗装回数 下塗 2回、中塗・上塗 各1回				
工 期	契約締結の日から 平成24年3月21日 まで				
発 注 業 種	塗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成24年1月10日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成24年1月10日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059(293)6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成23年12月21日 午後5時まで			
	回 答 日	平成23年12月28日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成24年1月10日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成24年1月12日 午前10時30分 津市水道局 2階 入札室				
予 定 価 格	5,017,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。				

津市教育委員会公告第2号

平成23年度津市任期付短時間勤務職員採用試験（平成24年度採用予定）
を次のとおり実施する。

平成23年12月1日

津市教育委員会委員長 中 野 吉 長

1 職種等、採用予定人員及び受験資格

職 種	採 用 予定人員	受 験 資 格
技能員 (学校給食調理員)	数人	地方公務員法第16条(欠格条項)の各号の一に該当しない人及び津市内の小中学校等に通勤可能な人

2 職務内容

学校等における児童・生徒数に応じて、1日当たり100食から900食程度の給食調理業務を行います。職務の内容は、次のとおりです。

- (1) 給食調理に関すること。
- (2) 食材の受入れ、検収、整理及び管理に関すること。
- (3) 機械・器具等の保管及び管理に関すること。
- (4) 食器等の洗浄及び消毒に関すること。
- (5) 清掃に関すること。
- (6) 衛生管理に関すること。
- (7) その他学校等運営上必要と認められる業務に関すること。

3 任用期間

任用期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(ただし、業務の状況及び勤務成績等により任用を更新する場合があります。)

4 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、12月5日(月)から12月14日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市任期付短時間勤務職員採用試験申込書(受験票付き) ----- 1通

- ※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。
- ※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます(必ず両面印刷にして、提出してください。両面印刷でない場合は受理できません。)
- ※ 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒 ----- 2通 (持参による申込みの場合は1通)

- ※ 返信用封筒のサイズ: 長形3号(縦: 23.5cm、横: 12cm)
- ※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知(持参した場合は、第1次試験に係る合否の通知)を送付しますので、80円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(あて名の敬称は「様」)を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市任期付短時間勤務職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、12月14日(水)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課
あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、12月14日（水）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課（津市本庁舎7階）

（4）その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（郵送による場合は、返信用封筒により返送）し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で12月21日（水）までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

5 第1次試験

（1）試験科目

教養試験・労務適性検査

（2）試験の内容

試 験 科 目	試 験 の 内 容
教 養 試 験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験
労 務 適 性 検 査	技能員としての適応性を作業適性及び社会適応性の両面から見るための択一式による筆記検査

※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

（3）試験日

平成24年1月7日（土）

（4）試験場所

津市本庁舎8階大会議室A（津市西丸之内23番1号）

（5）結果発表

平成24年1月26日（木）（予定）に受験者全員に対し、合否について通知を送るとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

- (1) 試験科目
口述試験（個人面接）
- (2) 試験日
平成24年2月12日（日）（予定）
詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。
- (3) 試験場所
第1次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

2月下旬（予定）に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者については、平成24年4月1日に採用する予定です。
- (2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与

- (1) 給料
149,040円
（※1 週31時間勤務の場合 ※2 平成23年4月1日付けでの採用の場合の給料であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定額等によります。）
- (2) 給与
津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、上記の給料に加えて、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

10 勤務条件等

- (1) 勤務時間等
1週間当たり31時間以内
※（1日6時間×5日）又は（1日7時間45分×4日）等指定する時間
始業時間は、午前7時30分から午前8時30分の間で指定する時間
- (2) 勤務場所
津市内の小中学校等

(3) 休日

原則として、土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）、病気休暇等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金・雇用保険に加入します。

1.1 その他

この試験の詳細については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

津市選挙管理委員会告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成23年12月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 4, 605人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38, 374人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76, 748人 |

津市選挙管理委員会告示第134号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成23年12月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 抹消者数

男	女	計
1 人	0 人	1 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成23年12月2日

津市監査委員告示第 9 号

市長等が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成 23 年 12 月 1 日

津市監査委員 渡 邊 昇
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 山 崎 正 行
津市監査委員 田 矢 修 介

1 平成 20 年 3 月 6 日付け津市監査委員告示第 4 号公表分

（1）建設部

ア 市営住宅課

監査の結果 （措置が講じられた部分に限る。以下同じ。）	桃里団地の用地について、昭和 34 年に久居町（当時）が戸木農業協同組合（当時）から購入した同用地の一部に第三者名義の土地が含まれていることから、更なる事態の長期化を回避するため、その具体的な解決に取り組まれたい。
措置の内容	桃里団地の用地に係る第三者名義であった土地については、平成 23 年 10 月 12 日付けで土地売買契約を締結し、翌 13 日に所有権移転登記を完了した。

2 平成 20 年 12 月 4 日付け津市監査委員告示第 11 号公表分

（1）健康福祉部

ア 介護保険課

監査の結果	津市介護保険条例第 13 条第 1 項は、保険料の納付義務者が納期限後に保険料を納付する場合において、当該納付金額が 2,000 円以上であるときは、延滞金を納付しなければならないと定めているが、同課ではこれを徴収していないことから、同条の定めるところにより、延滞金を徴収されたい。
措置の内容	平成 23 年度当初において、介護保険システム(MCWE L)の改修を行い、延滞金の計算、催告書等への反映が可能となっ

たことから、同年度から延滞金を徴収している。

3 平成21年3月9日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 白山総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	リバーパーク真見の指定管理者は、津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例に基づく施設以外に、独自に食堂、グラウンドゴルフ等の施設を設置及び管理しており、これらの施設用地である民有地は、本市が借り上げているが、指定管理に係る施設以外の施設用地の確保は、指定管理者となっている者の責任と負担において調達するのが望ましいと考えることから、指定管理者と協議の上、当該民有地の借上げについて見直しを検討されたい。
措置の内容	指定管理者の自主事業については、津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例第7条第4号に定める「その他市長が必要と認める業務」として位置付け、基本協定の内容を見直し、平成23年9月16日付けで当該基本協定の一部を変更する協定書を締結した。

イ 白山市民会館

監査の結果	デジタルカラー複写機・関連機器の保守及び消耗品供給等に係る契約は、単年度契約で締結しているところ、当該複写機の賃借に関しては、旧白山町が平成17年11月1日付けで覚書を締結しており、その賃借期間を同日から平成22年10月31日までとし、総額で約132万円の賃借料を支払うとしているが、当該覚書には、予算額の減額又は削除に係る解除条件を付していないことから、地方自治法第214条の趣旨を踏まえ、契約方法の見直しについて検討されたい。
措置の内容	複写機の保守等に係る契約について、平成22年11月1日付けで長期継続契約を締結した。

4 平成21年12月3日付け津市監査委員告示第7号公表分

(1) 健康福祉部

ア こども総合支援室

監査の結果	国のモデル事業である地域ＩＣＴ利活用モデル構築事業について、平成２０年度末日現在の子育て支援登録者数は５９７件（同室調べ）で、目標の１千件に及ばず、ホームページ上の「子育て日記」を見ても、ほとんど更新されていない。 当該事業の予算計画を見ると、情報通信システム開発経費、機器類のリース経費など、平成１９年度から平成２３年度までの５か年で総額１億３千万円以上の経費が見込まれる一方、その財源となる国庫委託費は平成２１年度が最後となり、その後は市費が主な財源として見込まれることから、事業の実績を踏まえた費用対効果を十分に検証し、より効果的かつ効率的な事業の推進に取り組まれない。
措置の内容	システムについて、テレビ会議システム・テレビ電話システムを廃止し、ホームページ及びソーシャル・ネットワーク・サービス「元気っ津プラス」（子供を持つ親やその支援者間の子育て等に関する内容のコミュニケーションを円滑にするための会員制のサービス）に機能を集約するとともに、システムの管理運営については、国立大学法人三重大学教育学部の研究室の支援を受けて行うなど経費節減を図った。その結果、市単独事業として初年度となる平成２２年度の事業費は約６２０万円で、平成２１年度より約３，６５３万円減少しており、平成２３年度の事業費は、更に節減を図ることで、当初予算額として約４２６万円を計上している。 なお、「元気っ津プラス」の平成２３年１０月末日現在の登録者数は２６７人で、平成２２年度当初より６４人増加している。

（２）水道局

ア 水道総務課

監査の結果	行政財産の管理について、従来、河辺配水池敷地内において使用許可をすることなく電柱の支柱が設置され、平成２０年１２月に使用許可をしていたが、今後、適正な行政財産の管理に努められたい。
措置の内容	平成２１年度から電柱等の占用状況の調査を行った結果、水道局における許可手続を受けていないものが８か所で電柱６

	本、支線 7 条を確認したので、それぞれ使用許可手続を行った。
--	---------------------------------

イ 浄水課

監査の結果	自動車損害賠償責任保険の契約期間について、片田浄水場では原動機付自転車を 3 台所管しており、このうち 2 台の自賠責保険の契約期間が 1 年間となっていたが、経済性等の観点から、今後、複数年契約を検討されたい。
措置の内容	原動機付自転車（1 台廃車につき 2 台）の自賠責保険については、それぞれの保険更新時に 3 年間の複数年契約を締結した。

5 平成 22 年 3 月 9 日付け津市監査委員告示第 1 号公表分

(1) 白山総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	平成 20 年度のふれ愛フェスタ事業補助金について、実績報告書等を見たところ、舞台看板・掲示板及びポスター・チラシの製作費、警備業務委託料等に当該補助金を充当していたが、事業主体であるふれ愛フェスタ実行委員会は、これら物品等の調達に当たって、見積合わせを行っていない。当該補助金額は 550 万円で平成 21 年度も同額を交付しているが、同実行委員会に対し、できる限り見積合わせを行い、補助金額（充当経費）の節減に努めるよう指導されたい。
措置の内容	平成 21 年度の事業は既に着手していたため、今後の物品調達に当たっては、見積合わせ等を行った上で調達するよう同実行委員会に指導した結果、平成 22 年度の事業については、見積合わせにより物品調達を行っている。

(2) 財政援助団体（所管部局）

ア サマーフェスティンひさい実行委員会（久居総合支所地域振興課）

監査の結果	補助効果の検証について、当該補助金は毎年度 1 千万円を交付しており、産業環境課（当時）は、経済的效果など補助金額に見合う効果があると説明しているが、同課及び同実行委員会は具体的な指標や手法に基づいて補助効果を測定していない。 補助金は税金等の貴重な財源で賄われていることから、補助効果を十分に検証しないまま、漫然と補助金の交付を継続する
-------	--

	ことは問題であり、補助の必要性について、久居地域に限らない市民の十分な理解を得るための客観的な検証が常に求められる。 そこで、津市観光協会など関係団体等の協力を得るなどして、補助効果の客観的な検証方法を検討されたい。
措置の内容	補助効果を検証するため、平成２３年８月６日に開催した「第５０回サマーフェスティンひさい」において来場者アンケートを実施した結果、来場者１人当たりの消費額は約１，４００円で、主に会場内及び会場周辺の小売店等での買い物によるものであった。来場者数が約６万人（主催者発表）であったことから、大会当日には相当の消費があったと考えられるほか、花火大会の開催に必要な諸材料の購入や会場設営、警備業務等については、いずれも市内業者に発注しており、一定の補助効果（経済効果）があったものとする。

６ 平成２２年１２月１日付け津市監査委員告示第７号公表分

（１）指定管理者監査（所管部局）

ア 青山高原保健休養地管理株式会社（白山総合支所地域振興課）

監査の結果	キャンプ場の使用期間について、津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則第３条は、その使用期間を４月１日から１０月３１日までとし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用期間等を変更することができる旨を定めているが、平成２０年度の施設別施設利用者月別推移表を見ると、市長の承認を得ることなく、１１月にキャンプ場の使用を許可していたため、同条の趣旨を踏まえ、適正に事務を執行されたい。
措置の内容	指定管理者からキャンプ場の使用期間の変更許可（承認）申請書の提出を受け、平成２２年５月１４日付けで、当該使用期間の変更を許可（承認）した。

７ 平成２３年３月２日付け津市監査委員告示第２号公表分

（１）久居総合支所

ア 生活課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。
措置の内容	自治会連合会久居支部の預金通帳等の保管、経理事務については、同支部が行うこととした。

(2) 河芸総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。
措置の内容	自治会連合会河芸支部の預金通帳の保管については、同支部が行うこととした。

(3) 美里総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。
措置の内容	自治会連合会美里支部の預金通帳等の保管、経理事務については、同支部が行うこととした。

(4) 安濃総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。
措置の内容	自治会連合会安濃支部の預金通帳等の保管、経理事務については、同支部が行うこととした。

(5) 一志総合支所

ア 地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。
措置の内容	自治会連合会一志支部の預金通帳の保管、経理事務については、同支部が行うこととした。

(6) 美杉総合支所

ア 市民福祉課

監査の結果	老人クラブが生きがい健康づくり施設を使用する場合の使用料について、これを免除するための便宜上の措置として、年度当初に1年分を一括した使用料減免申請書の提出を受け、その使用料を免除していたが、津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例第8条は、公共的団体等が使用する場合で「特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」と定めている趣旨を踏まえ、当該老人クラブが当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	使用申請の際に減免申請の提出を求め、「使用目的」及び「減

	免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう改めた。
--	--

(7) 教育委員会事務局

ア 学校教育課

監査の結果	平成21年度津市学校保健会補助金の交付確定について、同補助金の実績報告書には、領収書の写しは添付されていたものの、研修会等の参加人員・研修内容の記載がなく、その内容を示す資料も添付されていなかったことから、具体的な事業成果の報告がないまま補助金の額を確定したことは、津市補助金等交付規則第13条の趣旨に照らし、適正とはいえないものであり、補助金交付の事務に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、適正にこれを執行されたい。
措置の内容	平成22年度から研修会等の事業内容の確認できる資料を添付の上、実績報告書を提出するよう改めた。

イ 生涯学習課

監査の結果	平成21年度史跡等維持管理業務委託について、当該業務委託に係る仕様書には、「史跡敷地内における草刈・清掃業務及びその他当該史跡について、市民が年間を通じて見学できるよう維持管理を行う」と記載しているが、草刈・清掃業務の回数、維持管理の内容など具体的な仕様を定めていなかったことから、これを明確にするよう、仕様書の内容の見直しを検討されたい。
措置の内容	平成23年度の当該業務委託に当たって、具体的な作業内容、回数等を仕様書に記載し、契約を締結した。

津市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

平成 23 年 12 月 1 日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修 一
津市監査委員	山	崎	正 行
津市監査委員	田	矢	修 介

記

第 1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第 199 条第 2 項、第 4 項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象部局等（平成 23 年 4 月から同年 9 月までに監査委員質疑を実施したものに限る。）は、次のとおりである。

- (1) 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- (2) 市立小中学校分校

ア 高茶屋小学校あすなろ分校
イ 栗真小学校国児分校
ウ 南郊中学校あすなろ分校
エ 一身田中学校国児分校

- 2 地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査（以下「財政援助団体監査」という。）

財政援助団体監査の対象としたのは、次のとおりである。

- (1) 津市体育協会（財政援助の内容：津市体育協会活動等支援事業補助金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）
- (2) 社会福祉法人津市社会福祉協議会（財政援助の内容：社会福祉協議会運営事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部福祉政策課）
- (3) 社会福祉法人自由学苑福祉会（久居保育園）（財政援助の内容：地域子育て支援拠点事業補助金、延長保育促進事業補助金及び一時預かり事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部こども家庭課）

- (4) 社会福祉法人豊津児童福祉会(みらいの森ゆたか園)(財政援助の内容:地域子育て支援拠点事業補助金、延長保育促進事業補助金及び一時預かり事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部こども家庭課)
- (5) 修成地区社会福祉協議会(財政援助の内容:津市敬老事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部高齢福祉課)
- (6) 高茶屋地区社会福祉協議会(財政援助の内容:津市敬老事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部高齢福祉課)
- (7) 社会福祉法人友睦(精神障害者通所授産施設(小規模)工房T&T)(財政援助の内容:精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金の交付 所管部局:健康福祉部障がい福祉課)
- (8) 高座原集落(財政援助の内容:中山間地域等直接支払交付金の交付 所管部局:美里総合支所地域振興課)
- (9) 美里地域水田農業推進協議会(財政援助の内容:津市生産調整交付金及び津市水田利活用自給力向上事業交付金の交付 所管部局:美里総合支所地域振興課)
- (10) 藤集落(財政援助の内容:中山間地域等直接支払交付金の交付 所管部局:白山総合支所地域振興課)
- (11) 白山町地域水田農業推進協議会(財政援助の内容:津市生産調整交付金及び津市水田利活用自給力向上事業交付金の交付 所管部局:白山総合支所地域振興課)
- (12) 財団法人津市社会教育振興会(財政援助の内容:津市社会教育振興会補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)
- (13) 津市PTA連合会(財政援助の内容:津市PTA連合会補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)
- (14) 津市子ども会育成者連合会(財政援助の内容:津市子ども会育成者連合会活動補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

平成23年6月に監査委員質疑を実施した市立小中学校分校については、原則として平成22年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年9月に監査委員質疑を実施した三重短期大学事務局については、原則として平成2

3 年度の財務及び事務の執行を対象とした。

2 財政援助団体監査

平成 20 年度から平成 22 年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

なお、監査委員質疑は平成 23 年 4 月、同年 5 月に実施した。

第 3 監査の期間

監査の期間は、平成 23 年 4 月 11 日から同年 11 月 21 日までである。

第 4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 財政援助団体監査

(1) 財政援助団体関係

ア 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。

イ 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。

ウ 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

(2) 所管部局関係

ア 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。

イ 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

第 5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その

是正措置を講じることなどを求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 定期監査及び行政監査

(1) 三重短期大学事務局（大学総務課）

三重短期大学地域問題研究所で購入している雑誌（月刊誌・季刊誌）について、割引のある定期購読を利用すれば、より安価に調達できるものがあったことから、年間を通じて購入する雑誌については、定期購読による割引の有無を確認の上、調達方法を見直されたい。

2 財政援助団体監査

(1) 社会福祉法人津市社会福祉協議会（所管部局：健康福祉部福祉政策課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要（注）

財政援助の内容	社会福祉協議会運営事業補助金の交付	
交付目的	地域における社会福祉事業の振興及び地域福祉の増進を図る	
交付対象経費	同協議会の事業費及びその運営費	
交付額	平成20年度	393,669,000円
	平成21年度	382,450,000円
	平成22年度	378,978,000円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料を参考にまとめたものである。以下財政援助の概要について同じ。

イ 指摘事項

社会福祉協議会運営事業補助金について、同補助金を市が津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣する職員の給料に充当していたが、当該派遣職員が従事する業務が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に定める給与支給が可能な業務であるか否かにかかわらず、市による給与支給と同視できるような補助金の充当は、派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しないことを定めた同法第6条第1項の趣旨を逸

脱するおそれがあるため、関係部局と協議し、所要の是正措置を講じられたい。

(2) 修成地区社会福祉協議会（所管部局：健康福祉部高齢福祉課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	津市敬老事業補助金の交付	
交 付 目 的	70歳以上の高齢者の長寿を祝う行事等を支援することにより、地域福祉の向上を図る	
交 付 対 象 経 費	長寿を祝う行事等に要する経費	
交 付 額	平成20年度	1,649,600円
	平成21年度	1,665,600円
	平成22年度	1,691,200円

イ 指摘事項

平成21年度の津市敬老事業補助金について、実績報告書の収支計算書に記載された市費充当額の総額をもって交付確定をしていたが、当該交付確定額は、同協議会の敬老事業に係る現金出納簿に記帳された支出総額より約3万7千円多く、当該差額分は敬老事業以外の経費に充てられたものと考えられるため、当該差額分の交付確定は適正ではなく、所要の是正措置を講じるとともに、補助金の交付確定に当たっては、平成22年12月6日付け津市監査委員告示第8号（住民監査請求監査の結果）における意見等を踏まえ、適切な事務処理に努められたい。

(3) 高茶屋地区社会福祉協議会（所管部局：健康福祉部高齢福祉課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	津市敬老事業補助金の交付	
交 付 目 的	70歳以上の高齢者の長寿を祝う行事等を支援することにより、地域福祉の向上を図る	
交 付 対 象 経 費	長寿を祝う行事等に要する経費	
交 付 額	平成20年度	1,519,200円
	平成21年度	1,596,800円
	平成22年度	1,675,200円

イ 指摘事項

津市敬老事業補助金に係る会計処理について、同協議会は現金出納簿等の会計諸帳簿を整備しておらず、実績報告書における収支決算書の内容と実際の補助金に係る収支状況の内容を照合し難いものであったが、同補助金の交付決定に当たっては、「補助金と事業に係わる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了後５か年間保管しなければならない」という条件を付していることを踏まえ、会計諸帳簿を整備の上、適正に記帳し、補助金に係る予算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。

(４) 高座原集落（所管部局：美里総合支所地域振興課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	中山間地域等直接支払交付金の交付	
交付目的	中山間地域等における担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、多面的機能の確保を図る	
交付対象経費	集落協定に基づく活動経費等	
交付額	平成２０年度	４，４７１，１７３円
	平成２１年度	４，４７１，１７３円
	平成２２年度	４，４６４，２０１円

イ 指摘事項

中山間地域等直接支払交付金実施要領第１２は、市町村は、集落協定による農用地の維持管理の実施状況その他の状況を当該実施年度の翌年度の６月末日までに公表することと定めているが、第２期（平成１７年度～平成２１年度）の集落協定に係る実施状況を公表していなかった。このことは、三重県からの交付金の交付決定条件に反するおそれがあることのほか、交付金が貴重な公金で賄われていることを踏まえ、その実施状況について公表されたい。

(５) 藤集落（所管部局：白山総合支所地域振興課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	中山間地域等直接支払交付金の交付	
交付目的	中山間地域等における担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、多面的機能の確保を図る	
交付対象経費	集落協定に基づく活動経費等	

交 付 額	平成 2 0 年度	1, 4 2 7, 0 7 6 円
	平成 2 1 年度	1, 4 2 7, 0 7 6 円
	平成 2 2 年度	1, 4 2 7, 0 7 6 円

イ 指摘事項

(ア) 実施状況に係る公表について

中山間地域等直接支払交付金実施要領第 1 2 は、市町村は、集落協定による農用地の維持管理の実施状況その他の状況を当該実施年度の翌年度の 6 月末日までに公表することと定めているが、第 2 期（平成 1 7 年度～平成 2 1 年度）集落協定に係る実施状況を公表していなかった。このことは、三重県からの交付金の交付決定条件に反するおそれがあることのほか、交付金が貴重な公金で賄われていることを踏まえ、その実施状況について公表されたい。

(イ) 対象農用地に係る取組について

集落協定の対象農用地について現地を確認したところ、第 2 期及び第 3 期（平成 2 2 年度～平成 2 6 年度）の各集落協定において、農用地の管理方法を「耕作」と記載している一部の対象農用地について、1 年以上作物の作付けが行われていないと考えられるため、地域振興課は、集落協定の趣旨を踏まえた取組がなされるよう助言し、必要に応じて中山間地域等直接支払交付金実施要領第 7 に定める各種施策と連携した取組に努められたい。

(6) 白山町地域水田農業推進協議会（所管部局：白山総合支所地域振興課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	津市生産調整交付金（平成 2 0 年度・平成 2 1 年度）及び津市水田利活用自給力向上事業交付金（平成 2 2 年度）の交付
交 付 目 的	津市生産調整交付金について、米の生産調整を円滑に実施することにより、高品質な米の生産及び価格の安定化を図り、津市水田利活用自給力向上事業交付金については、水田を有効活用することにより、食料自給率の向上を図る
交 付 対 象 経 費	米の生産調整及び水田利活用に係る麦・大豆などの作付面積又は収量に応じた助成、事務等の経費

交 付 額	平成 2 0 年度	1 6 , 4 1 0 , 0 0 0 円
	平成 2 1 年度	1 6 , 4 1 0 , 0 0 0 円
	平成 2 2 年度	1 4 , 0 1 9 , 0 7 1 円

イ 指摘事項

平成 2 1 年度の津市生産調整交付金について、同協議会が、ある水田の全部に大豆の作付けがあったものと確認し、その面積に応じた交付金を交付していた当該水田を現地で見たところ、農機具置き場等の施設用地としても利用されており、当該水田において作物の作付けをしていたと推測されるのは、その一部であって、当該水田の全部に大豆を作付けしたものとして交付された平成 2 1 年度の交付金は、適正とは認められないものであった。

そこで、交付金の交付に当たっては、現地における作物の作付状況を適切に確認するよう、事務処理の在り方を見直すなど、所要の是正措置を講じられたい。